

日税メールステーション 今月の経理情報

今回のテーマ： 株主の権利と行使要件

1. 株主の権利～議決権保有割合別～

株主には、議決権、剰余金分配請求権のほか、各種の権利が付与されています。
議決権割合等に応じた主な権利は、つぎのとおりです。

議決権割合等	権利の内容等	
(総会決議要件) 3分の2以上	(定足数) 議決権の50%超を有する株主の出席	株主総会の特別決議事項 (会社・指定買受人による譲渡等承認請求に係る譲渡制限株式の買取り、特定の株主からの自己株式の合意取得、監査役解任、資本金減少、定款の変更(目的・商号・本店所在地・発行可能株式総数等)、合併・分割の承認等)
(総会決議要件) 50%超	(定足数) 議決権の50%超を有する株主の出席	株主総会の普通決議事項 (取締役の選任・解任、監査役解任、計算書類承認、取締役・監査役報酬等、剰余金の配当等)
25%以上	相互保有株式の議決権規制(相手先保有の当社株式につき、相手先が議決権を行使できなくなる)	
3%以上	株主総会招集請求権、業務財産調査のための検査役選任請求権、会計帳簿の閲覧謄写請求権	
1%以上	株主総会の議題・議案提出権、株主総会の招集手続等に関する検査役選任請求権	
1株(単元株)以上	株主名簿等の閲覧謄写請求権、株主総会当日の質問権・修正提案権 取締役の違法行為差止請求権、株主の代表訴訟提起権	

(注) 取締役会設置の非公開会社を前提としています。

2. 定款での行使要件の加重・緩和

株主権利の行使要件の一部は、定款変更により加重・緩和することができます。

項目	定款での加重・緩和の内容
特別決議要件	定足数：議決権の3分の1以上まで緩和可能 決議要件：3分の2超に加重可能(頭数要件を加えることも可能)
普通決議要件	定足数：排除することが可能(役員選任・解任決議については3分の1以上とする必要)
上記1.「3%以上」の各権利	3%を下回る割合に緩和可能
上記1.「1%以上」の各権利	1%を下回る割合に緩和可能

お見逃しなく!

株主の権利については、濫用防止等の観点から、つぎのような一定の制約が課されています。

- 1) 会計帳簿の閲覧請求については、請求者がその会社と実質的に競争関係にある場合等の一定の事由が存在するときは、会社は、閲覧請求を拒絶することができます。
- 2) 株主総会における株主提案については、過去3年以内の総会で議決権の10分の1以上の賛成を得られずに否決された議案と実質的に同一の議案は、再提案をすることができません。